職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令 ..

(県法規登載)

教育委員会訓令

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

(県法規登載)

第十条の七

以下「旧規程」という。) の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。) に係る学 則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号。

(平成十七年文部科学省令第一号) の定めるところにより合格点を得た試験科目 (同令附

校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が、高等学校卒業程度認定試験規則

修 (当該生徒が入学前に行つたものを含む。) を行つたときは、これを当該生徒の在学す

る高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

にに

改正する。

第十条の五中「二十」を「三十六」に改める。

広島県立高等学校学則 (昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)

の一部を次のように

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

第十条の七を次のように改める。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目)

教育委員会規則

目

次





外

69

号

島

発行者 広

県 広島県総務部 総務管理局文書法制室

2,700円

広島県教育委員会規則第二号

教

則

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島県教育委員会 委員長

小笠原

道 雄

購読料 月 額

平成十八年四月一日

号

第

発行所

改め、 改め、 第十二条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「もの」を「者」 程による大学入学資格検定に合格した者を含む。 同項第四号を次のように改める。 同条第二項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「もの」を「者」 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (旧規

Ξ

別表第一広島県立倉橋高等学校の項を削る。

平成十七年十二月二十日付け広島県報 (号外) 第百九十

正

誤

(県法規登載)

る告示

広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正す

教育委員会教育長告示

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

(県法規登載)

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓

教育委員会教育長訓今

平成十七年十二月二十日付け広島県報 (号外) 第百九十

五号中広島県教育委員会教育長告示第二十一号の訂正 ::

五号中広島県教育委員会規則第十六号の訂正

この教育委員会規則は、 公布の日から施行する。

四

Д

教 訓

広島県教育委員会訓令第四号

行政職給料表

教育職給料表 コアング (コ)

教育職給料表 (三) 及び(イ)

研究職給料表

医療職給料表 医療職給料表 (二)及び医療職 (一) 給 料 表

医療職給料表

技術職給料表

ω

鋖

2級の25号給から36号給まで

2級の37号給 から44号給 まで

| 2級の29号給 |以上

| 1級の13号給 |以上

4 3級の9号給 以上

及 | 4 全 | 3級の5号給 |以上

4

裟

2級の37号給 から40号給 まで

全 2 級の45号給 会 から 52 号 給 まで

3級の4号給

| 2級の8号給

7 4

缆缆

5

裟

2級の41号給 以上

3 級の16号給 以下 2 級の53号給 以上 以上

| 2級の9号給 |以上

5

裟

5

쐸

6

缆

缆

ω

裟

6

裟

6

鋄

쐸

災

4 3 級の17号給 以上

7

裟

7

鋄

œ

쐸

资

5 級の 4 号給 以下

5 級の 5 号給 以上

4

裟

9

裟

2

裟

28の9 から24 まつ

品品 紹紹

2 袋の21 から36 st

21mm 3mm 3mm 3mm

2級の9号給 から28号給 まで 1級の73号給 以上

匞 |1級の12号給| 以下

3 級の8 号給 以下 2 級の9 号給 以上

| 3級の4号給| ||以下

ω

쐸

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十八年四月一日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 職員の旅費の支給に関する規程 (昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号) の一部を次

別表第一を次のように改める。

別表第一 行政職給料表の各級に相当する職務の級(再任用職員以外の職員の場合) (第二条関係)

県 地 本 校以外の 立 方 教育 学 機 機

関 校関庁 雅光

缆

 2級の8号給
 2級の20号給
 2級の8号給

 以下
 以下

 1
 級

 1
 級

 1
 級

 1
 級

 以下

2級の8号給 以下 9級下

鋭곓

筑筑

別表第二 別表第二を次のように改める。

行政職給料表6級に相当する職務として取り扱う。 研究職給料表の適用を受ける職員のうち,

学芸課長については,

3級57号給以上の職務は,

(紙二米関係)

行政職給料表の各級に相当する職務の級(再任用職員の場合)

2	1												
改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この言うに、公本の日が立方行である。		附	巻を見る	_	2	ω	4	5	6	7	∞	9	行政職給料表
のも職は	令 は	則	この表は, は第28条(級	級	級	級	級	級	級	級	級	** **
員のな	· 公布		9	_			2			ω	4		教育職給料表 (二) 及 び (ロ)
旅費の	布のロ		地方公 6 第 1	級			級			級	級		が、日本
支給	の日から施行する。		地方公務員法) 6第1項若し	_			2			4 ω			教育職給料表 (三) 及 び(イ)
に関す	施行			級			級			後			総料表の分割
りる規	9 දි		(昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項,第289 くは第2項の規定により採用された職員に適用する。	_		2		ω	4		ъ		研究職給料表
程の担			法律第 の規定	級		級		級	资		級		給料表
定は			261号			_	2		ω			4	(三) 療職
) 第28 採用る			級	級		級			級	医療職給料表
の訓令			第28条の4第 ^{采用された職員}	_	2	4ω		ъ	6	7			医療職給料表 (二)及び医療職 給 料 表
vの 施			1 第 1 三 課 二 三 課 二 三 課 二 三 課 二 三 課 三 二	級	級	發發		級	級	級			给医 华
この訓令の施行の日			1項,第 に適用す	2		4 &		5	6	7			医療職
			第28条の 引する。	級級		級		級	級	級			医療職給料表
Ť .z.			705第	2	ω		7 2 4						技術職
(以下「施行日」			1項	袋袋	級		袋袋						技術職給料表
Ľ										•			

平成十八年四月一日

お従前の例による。 という。) 以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、

3 の間、同備考中「3 慾57墹懿以上」とあるのは、「3 慾49墹懿以上」とする。 改正後の職員の旅費の支給に関する規程別表第一の備考の規定の適用については、 当分

4 職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令 (平成九年教育委員会訓令第一号)

附則第二項を削り、 附則第一項中

「(以下「改正後の旅費規程」という。)」を削り、

同

の一部を次のように改正する。

項の項番号を削る。

広島県教育委員会教育長訓令第四号

県 地 本

立方

学 校関庁

関

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。 校以外の教育機

広島県教育委員会 直

教育長 関 靖

広島県教育委員会公印規程施行細則の一部を改正する訓令

の一部を次のように改正する。 広島県教育委員会公印規程施行細則 (昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第一 号

別表の11中 「広島県立倉橋高等学校

広島県立福山明王台高等学校」 を 「公島県公福山 男田 台高等学校」 に改め

同表の13中 広島県立福山明王台高等学校長」 広島県立倉橋高等学校長 を 「広島県立福山明王台高等学校長」に改め

を

同表の14中 に改める。

「広島県立倉橋高等学校出納員 |広島県立福山明王台高等学校出納員」 「広島県立福山明王台高等学校出納員」

この教育委員会教育長訓令は、 附 則 公布の日から施行する。

広島県教育委員会教育長訓令第五号

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

立

学

校

平成十八年四月一日

広島県教育委員会

教育長

関

靖

直

(平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号) の 一部を次の

広島県立学校文書管理規程 広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

ように改正する。

別表第二中 「広島県立倉橋高等学校 広島県立福山明王台高等学校 福倉明高 高 を 「広島県立福山明王台高等学

福明高」 に改める。

校

附 則

この教育委員会教育長訓令は、 公布の日から施行する。

広島県教育委員会教育長告示第九号

広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

広島県教育委員会

関

靖

直

平成十八年四月一日

広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示

号)の一部を次のように改正する。 広島県教育委員会公舎管理規則施行細則 (昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第五

公舎の項を削る。 別表倉橋公舎の項分掌機関の欄中「倉橋高等学校」 を「音戸高等学校」 に改め、 同表本郷

この教育委員会教育長告示は、 公布の日から施行する。

部を次のように訂正する。

育長告示第二十一号 (広島県立美術館管理運営規則施行細則等の一部を改正する告示) の一

平成十七年十二月二十日付け広島県報 (号外) 第百九十五号に登載の広島県教育委員会教

Œ

誤

則第十六号 (広島県立総合体育館管理運営規則等の一部を改正する規則) の一部を次のよう に訂正する。 平成十七年十二月二十日付け広島県報 (号外) 第百九十五号に登載の広島県教育委員会規

教育委員会事務局管理部総務課長

正

ページ

段 上

誤

七

 $\stackrel{+}{\equiv}$ 行

「「教育長」

「教育長」

教育委員会事務局管理部総務課長

広島県立少年自然の家利用許可書	広島県少年自然の家利用許可書	Ш	上	九
広島県立少年自然の家利用許可証	広島県少年自然の家利用許可証	Ш	丩	九
正	誤	行	段	ページ